

新たに35カ所の指定緊急避難場所などに

公衆無線LAN(Wi-Fi)のアクセスポイントを設置しました

市では、災害時の情報伝達手段を確保するため、指定緊急避難場所および指定避難所に公衆無線LAN(Wi-Fi)アクセスポイントを設置しています。
昨年度、新たに35カ所(右下表を参照)の指定緊急避難場所などに公衆無線LANアクセスポイントを設置。これにより、市内全ての指定緊急避難場所などでインターネットに無料で接続できるようになりました。

【問い合わせ】本館防災危機管理課(☎24-2111内線477)



▶このステッカーが目印です

「Hanamaki_City_Free_Wi-fi」利用方法

手順1

お使いの端末のWi-Fi機能を有効にして、SSID「Hanamaki_City_Free_Wi-Fi」を選択



※災害時は、災害用SSID「Hanamaki_City_Saigai」を選択してください

手順2

パスワード「hanamaki」を入力
※災害用SSIDの場合はパスワード不要です



手順3

インターネット接続用のポータルサイトが表示されたら「インターネットに接続する」ボタンを押す



公衆無線LANアクセスポイントとは、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの無線通信機能を使い、インターネットに接続できる場所のことです。

●新たに公衆無線LANを設置した指定緊急避難場所など

NO	地域	施設名
1	花巻	松園振興センター
2		花北地区社会体育館*
3		花北振興センター
4		花南振興センター
5		花南地区社会体育館*
6		旧前田小学校体育館*
7		湯口振興センター
8		湯口地区社会体育館*
9		湯本振興センター
10		湯本地区社会体育館*
11		二枚橋体育館*
12	矢沢振興センター	
13	矢沢地区社会体育館*	
14	宮野目振興センター	
15	宮野目地区社会体育館*	
16	宮野目体育センター*	
17	太田振興センター	
18	太田地区社会体育館*	
19	笹間振興センター	
20	大迫	大迫ふるさとセンター*
21		外川目振興センター
22		外川目地区社会体育館*
23		下中居自治公民館
24		亀ヶ森振興センター
25	亀ヶ森地区農業者トレーニングセンター*	
26	石鳥谷	好地振興センター
27		大瀬川振興センター
28		八日市振興センター
29		八幡振興センター
30	八重畑振興センター	
31	新堀振興センター	
32	東和	小山田振興センター
33		東和農業者トレーニングセンター*
34		成島振興センター
35	谷内振興センター	

*は指定避難所。この避難所は一定期間、避難生活を送るための場所で、災害発生当初から開設される避難所ではありません

『福祉避難所』をどこに設置しますか？

福祉避難所とは

災害発生時に、指定緊急避難場所での生活が困難な避難者に対して、特別な配慮を提供するために開設する2次の避難所のことです。

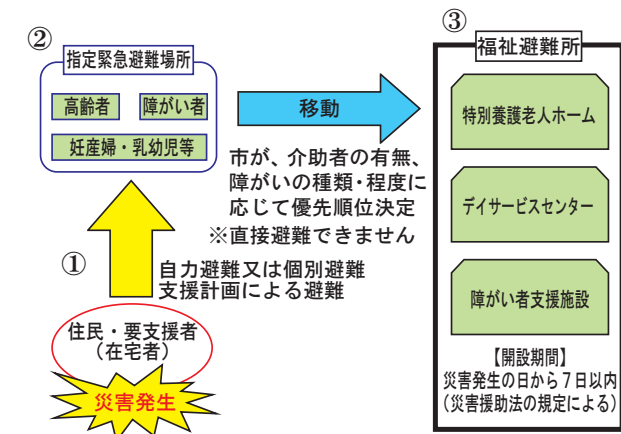
市では、福祉避難所となる社会福祉施設などの被害状況や受け入れ可能人数を考慮した上で、避難所の開設を依頼します。
※福祉避難所は、災害発生時に直接避難する場所ではありません。災害発生時には、まず最寄りの指定緊急避難場所に避難してください

利用できる人は

高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児など、避難所生活で特別な配慮が必要な人です。
避難者の状態を市が確認し、特別な配慮が必要と判断した人を福祉避難所へ誘導します。

福祉避難所の指定状況

市では、特別養護老人ホームなどを運営する10法人と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結。市内16施設を福祉避難所として指定しています。



洪水情報が緊急速報メールで配信されます

北上川で氾濫の危険が高まった場合、緊急速報メールが配信されます。メールを受信したら「スマホ版川の防災情報」にアクセスすると、雨の降り方や川の水位が確認できます。

QRコード▶



【問い合わせ】岩手河川国道事務所(☎019-624-3166)

【問い合わせ】
本館防災危機管理課
(☎24-2111内線477)

①花巻市防災ラジオを販売します

花巻市防災ラジオは、市がエフエムワンを通じて避難勧告などの防災情報を発信した場合、自動で起動し放送が始まるラジオです。

このラジオを希望者に販売します。

■対象

市内の世帯または事業所

■販売額

▷1世帯…5,000円

▷1事業所…10,000円

■申し込み方法

「防災ラジオ配布申込書」に必要事項を記入の上、下記へ

②FMアンテナの設置を補助します

市では、エフエムワンのラジオ放送を通じて緊急情報や災害情報を発信しています。それらの受信が困難な世帯を解消するため、FM放送受信用の屋外アンテナなどの設置に対し、費用の一部を補助します。

■対象

次の①②を全て満たす人

①エフエムワンの受信が困難な世帯の世帯主

②令和2年3月末までに設置を完了できる人

■補助金額

設置費や工事費の2分の1 (限度額25,000円)

■申し込み方法

工事開始の1カ月前までに、申請書に見積書を添付の上、下記へ

※申請受け付け後、現地調査を行います。交付決定前に工事着手・設置した場合は対象外です

①②共通

申込書・申請書は本館防災危機管理課に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています。

■問い合わせ・申し込み

本館防災危機管理課
(☎24-2111内線476・477)